

様式第 1 号 (第 3 条関係)

## 審査基準整理票

処分名	介護給付費等の受給者証の再発行		
根拠法令名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）	（条項）第 16 条、第 26 条の 8	
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）	（条項）第 64 条の 2 の 2	
基準法令名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）	（条項）第 16 条、第 26 条の 8	
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）	（条項）第 64 条の 2 の 2	
	介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）		
所管部署	福祉部 障害福祉課 障害福祉係		
標準処理期間	5 日	法定処理期間	日

【審査基準】 ・文書の名称【 】

・掲載図書等【 】

・内 容 全部記載 一部・項目のみ記載

介護給付費等の受給者証の再発行は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 16 条、同法施行規則第 64 条の 2 の 2、介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）を基準とする。

参考

【根拠法令】

<障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）>

第十六条 市町村は、受給者証(法第二十二条第八項に規定する受給者証をいう。以下この条において同じ。)を破り、汚し、又は失った支給決定障害者等から、支給決定の有効期間内において、受給者証の再交付の申請があったときは、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、受給者証を交付しなければならない。

第二十六条の八 市町村は、地域相談支援受給者証([法第五十一条の七第八項](#)に規定する地域相談支援受給者証をいう。以下この条において同じ。)を破り、汚し、又は失った地域相談支援給付決定障害者から、地域相談支援給付決定の有効期間内において、地域相談支援受給者証の再交付の申請があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、地域相談支援受給者証を交付しなければならない。

<障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）>

第六十四条の二の二 市町村は、療養介護医療受給者証を破り、汚し、又は失った療養介護医療費支給対象障害者から、介護給付費(療養介護に係るものに限る。)に係る支給決定の有効期間内において、療養介護医療受給者証の再交付の申請があったときは、療養介護医療受給者証を交付しなければならない。

【基準法令】

上記のとおり

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。